- 【条例】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十一号)
- 【規則】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十一号)
- 【要領】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(二四福保高介第一 八八二号)

条例	規則	要領
日次 第一章 総則(第一条一第三条) 第二章 訪問介護 第一節 基本方針(第四条) 第二節 人員に関する基準(第五条・第六条) 第三節 設備に関する基準(第七条) 第四節 運営に関する基準(第八条一第四十一条) 第五節 共生型訪問介護に関する基準(第四十一条の二・第四十一条の三) 第六節 基準該当訪問介護に関する基準(第四十二条一第四十六条) 第十四章 雑則(第二百七十六条・第二百七十七条) 附則	日次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 訪問介護(第三条—第六条) 附則	介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十一号。以下、「居宅条例」という。)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十一号。以下「居宅規則」という。)に、法第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十二号。以下「予防条例」という。)及び東京都指定介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十二号。以下「予防規則」という。)により定めたところである。この要領は、居宅条例、居宅規則、予防条例及び予防規則の施行について必要な内容を定めるものとする。
第一章 総則 (趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第一章 総則 (趣旨) 第一条 この規則は、東京都指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年東京都条例第百十一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める ものとする。	第一 居宅条例及び予防条例の性格 1 居宅条例及び予防条例は、指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 2 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定入 は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告

を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかった ときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧 告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無 く、当該勧告に係る措置を採らなかったとき は、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を 採るよう命令することができるものであるこ と。また、③の命令をした場合には事業者名、 命令に至った経緯等を公示しなければならな い。なお、③の命令に従わない場合には、当該 指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相 当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の 効力を停止すること(不適正なサービスが行わ れていることが判明した場合、当該サービスに 関する介護報酬の請求を停止させること)がで きる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従 った適正な運営ができなくなったものとして、 直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若 しくは一部の効力を停止することができるも のであること。

- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の 利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用 者が負担すべき額の支払を適正に受けな かったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に 対し、利用者に対して特定の事業者による サービスを利用させることの代償として、 金品その他の財産上の利益を供与したと き
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な 基準違反があったとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

第二 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の 拠点ごとに行うものとする。ただし、同一法人 に限り別に定める要件を満たす場合、この限り ではない。

2 用語の定義居宅条例第二条及び予防条例第二条におい

(用語の意義) (用語)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語 第二条 この規則において「常勤換算方法」とは、

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規 定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者 法第四十一条第 一項に規定する指定居宅サービス事業者をい う。
- 三 指定居宅サービス 法第四十一条第一項に 規定する指定居宅サービスをいう。
- 四 利用料 法第四十一条第一項に規定する居 宅介護サービス費の支給の対象となる費用に 係る利用者が負担すべき対価をいう。
- 五 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一 条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)を いう。
- 六 法定代理受領サービス 法第四十一条第六 項の規定により居宅介護サービス費が利用者 に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払 われる場合における当該居宅介護サービス費 に係る指定居宅サービスをいう。
- 七 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一 項第二号に規定する基準該当居宅サービスを いう。
- 八 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第 一項の申請に係る法第四十一条第一項の指定 を受けた者による指定居宅サービスをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する 用語の意義は、法で使用する用語の例による。

当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

て、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

(1) 「常勤換算方法」

当該指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の従業者の勤務延時間の総数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の 指定に係る事業のサービスに従事する勤務 時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が 訪問介護と訪問看護の指定を重複して受け る場合であって、ある従業者が訪問介護員等 と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の 勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤 務時間だけを算入することとなるものであ ること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条第一項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護体業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二十三条第一項、同条第三項又は同法第二十四条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、三十時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、一として取り扱うことを可能とする。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護 予防サービス事業に係るサービスの提供に 従事する時間又は当該事業に係るサービス の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられてい る時間の合計数とする。なお、従業者一人に つき、勤務延時間数に算入することができる 時間数は、当該事業所の就業規則等において 定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間 数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。)に達する勤務体制を定

められていることをいう。ただし、母性健康 管理措置又は育児及び介護のための所定労 働時間の短縮等の措置が講じられている者 については、利用者の処遇に支障がない体制 が事業所として整っている場合は、例外的に 常勤の従業者が勤務すべき時間数を週三〇 時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる管理者の職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定訪問入浴介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定訪問入浴介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

指定通所リハビリテーション(一時間以上

二時間未満に限る)又は指定介護予防通所リ ハビリテーションが、保険医療機関において 医療保険の脳血管疾患等リハビリテーショ ン料、廃用症候群リハビリテーション料、運 動器リハビリテーション料又は呼吸器リハ ビリテーション料のいずれかを算定すべき リハビリテーションが同じ訓練室で実施さ れている場合に限り、専ら当該指定通所リハ ビリテーション又は指定介護予防通所リハ ビリテーションの提供に当たる理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳 血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候 群リハビリテーション料、運動器リハビリテ ーション料又は呼吸器リハビリテーション 料のいずれかを算定すべきリハビリテーシ ョンに従事して差し支えない。ただし、当該 従事者が指定通所リハビリテーション又は 指定介護予防通所リハビリテーションに従 事していない時間帯については、居宅規則第 二十八条第一項第二号又は第二項の従事者 の員数及び厚生労働大臣が定める基準(平成 二十七年厚生労働省告示(第九十五号)の第 二十四号の三の従業者の合計数に含めない。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第二号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ず

る休業」という。)を取得中の期間において、 当該人員基準において求められる資質を有 する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者 の員数に換算することにより、人員基準を満 たすことが可能であることとする。

- (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて 当該サービス以外の職務に従事しないこと をいうものである。この場合のサービス提供 時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけ る勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハ ビリテーションについては、サービスの単位 ごとの提供時間)をいうものであり、当該従 業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、 通所介護及び通所リハビリテーションにつ いては、あらかじめ計画された勤務表に従っ て、サービス提供時間帯の途中で同一職種の 従業者と交代する場合には、それぞれのサー ビス提供時間を通じて当該サービス以外の 職務に従事しないことをもって足りるもの である。
- (5) 「前年度の平均値」(居宅規則第三十一条第 三項、第四十四条第二項、第五十七条第三項 及び第六十一条第三項関係)
 - ① 居宅規則第三十一条第三項(指定短期入 所生活介護に係る生活相談員、介護職員又 は看護職員の員数を算定する場合の利用 者の数の算定方法)、第四十八条第三項(老 人性認知症疾患療養病棟を有する病院で あって介護療養型医療施設でない指定短 期入所療養介護事業所における看護職員 又は介護職員の員数を算定する場合の入 院患者の数の算定方法)及び第五十七条第 三項(指定特定施設における生活相談員、 看護職員若しくは介護職員の人員並びに 計画作成担当者の人員の標準を算定する 場合の利用者の数の算定方法)における 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度 (毎年四月一日に始まり翌年三月三十一 日をもって終わる年度とする。以下同じ。) の平均を用いる。この場合、利用者数等の 平均は、前年度の全利用者等の延数を当該 前年度の日数で除して得た数とする。この 平均利用者数等の算定に当たっては、小数 点第二位以下を切り上げるものとする。た だし、短期入所生活介護、介護予防短期入 所生活介護、特定施設入居者生活介護、介 護予防特定施設入居者生活介護について は、これらにより難い合理的な理由がある 場合には、他の適切な方法により利用者数 を把握するものとする。
 - ② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、 又は増床した事業者又は施設においては、 新設又は増床分のベッドに関しては、前年 度において一年未満の実績しかない場合 (前年度の実績が全くない場合を含む。) の利用者数等は、新設又は増床の時点から 六月未満の間は、便宜上、ベッド数の九

○%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から六月以上一年未満の間は、直近の六月における全利用者等の延数を六月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から一年以上経過している場合は、直近一年間における全利用者等の延数を一年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が三月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス 等の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。

例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)においても、訪問介護員等を常勤換算方法で二・五人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で五人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で二・五人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員三○人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この三○人に第一号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)の利用者も含めて通算することにより、要介護者一五人、要支援者一五人であっても、あるいは要介護者二○人、要支援者一○人の場合であっても、合計で九○㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来どおりの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことがで

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思 及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指 定居宅サービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付き を重視した運営を行い、特別区及び市町村(以下 「区市町村」という。)、他の居宅サービス事業者 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努めなければなら ない。
- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなけ ればならない。

第二章 訪問介護 第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。)の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

- 第五条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)を東京都規則(以下「規則」という。)で定める基準により置かなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者が法第百十五条の四十五 第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(地域

第二章 訪問介護

(従業者の配置の基準)

第三条 条例第五条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 常勤換算方法で、二・五以上とすること。

きるという趣旨である。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

また、例えば、指定居宅サービスと緩和した 基準による第一号訪問事業等を一体的に運営 する場合には、緩和した基準による第一号訪問 事業等については、区市町村がサービス内容等 に応じて基準を定められるが、例えば、サービ ス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付 の基準を満たす必要があるので留意されたい。

第三 介護サービス

一 訪問介護

- 1 人員に関する基準
- (1) 訪問介護員等の員数(居宅条例第五条第一 項)
 - ① 指定訪問介護事業所における訪問介護 員等の員数については、常勤換算方法で 二・五人以上と定められたが、これについ ては、職員の支援体制等を考慮した最小限 の員数として定められたものであり、利用 者数及び指定訪問介護の事業の業務量を 考慮し、適切な員数の職員を確保するもの とする。
 - ② 勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条による改正前の法(以下「旧法」という。)第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。)に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

- 二 各指定訪問介護事業所において、常勤の訪問 介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事 業者が介護保険法(平成九年法律第百二十三 号。以下「法」という。)第百十五条の四十五第 一項第一号イに規定する第一号訪問事業(地域 における医療及び介護の総合的な確保を推進 するための関係法律の整備等に関する法律(平 成二十六年法律第八十三号)第五条による改正 前の法(以下「旧法」という。)第八条の二第三 項に規定する介護予防訪問介護に相当するも のとして区市町村が定めるものに限る。)に係 る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定 訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事 業又は当該第一号訪問事業とが同一の事業所 において一体的に運営される場合は、当該事業 所における指定訪問介護又は当該第一号訪問 事業の利用者をいう。以下この条において同 じ。)の数が四十又はその端数を増すごとに一 人以上の者をサービス提供責任者(条例第八条 第三項に規定するサービス提供責任者をいう。 以下この条において同じ。)とすること。この場 合において、利用者の数が四十を超えるとき は、サービス提供責任者の員数の算定について 常勤換算方法によることができる。
- 2 前項第二号の利用者の数は、前三月の平均数を 用いるものとする。ただし、新規に指定訪問介護 事業者の指定を受ける場合は、推定数によるもの とする。
- 3 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生

- 護員等(以下「登録訪問介護員等」という。) についての勤務延時間数の算定について は、次のとおりの取扱いとする。
- イ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録訪問介護員等一人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。
- ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実におれては、当該登録訪問介護員等が確実においてものとして勤務を明問数に算れている時間のみを勤務延時間数に算れている時間のみを勤務がであること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。
- ③ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の訪問介護員等の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。
- (2) サービス提供責任者(居宅規則第三条)
 - ① 利用者の数が四○人又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、これについては、指定訪問介護事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、一人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。
 - イ 管理者がサービス提供責任者を兼務 することは差し支えないこと。
 - ロ 利用者の数については、前三月の平均 値を用いる。この場合、前三月の平均値 は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、 三で除して得た数とする。なお、新たに 事業を開始し、又は再開した事業所にお いては、適切な方法により利用者の数を 推定するものとする。
 - ハ 当該指定訪問介護事業所が提供する 指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に 該当するもののみを利用した者の当該 月における利用者の数については、○・ 一人として計算すること。
 - ② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービ

労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護 に従事するものをもって充てなければならない。 ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支 障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密 着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以 下この条において「指定地域密着型サービス基準 省令」という。)第三条の四第一項に規定する指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をい う。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地 域密着型サービス基準省令第六条第一項に規定 する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に 従事することができる。

4 第一項第二号の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

ス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。)の二分の一以上に達している者でなければならない。

- イ 利用者の数が四○人を超える事業所 については、常勤換算方法とすることが できる。この場合において、配置すべき サービス提供責任者の員数は、利用者の 数を四○で除して得られた数(小数第一 位に切り上げた数)以上とする。
- ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業 所については、以下に掲げる員数以上の 常勤のサービス提供責任者を配置する ものとする。
 - a 利用者の数が四〇人超二〇〇人以 下の事業所

常勤換算方法としない場合に必要 となるサービス提供責任者の員数か ら一を減じて得られる数以上

b 利用者の数が二〇〇人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要 となるサービス提供責任者の員数に 二を乗じて三で除して得られた数(一 の位に切り上げた数)以上

従って、具体例を示すと別表一に示す 常勤換算方法を採用する事業所で必要 となる常勤のサービス提供責任者数以 上の常勤のサービス提供責任者を配置 するものとする。

- ③ 居宅規則第三条第四項は、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所であって、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていることにより、サービス提供責任者が担当する利用者を増すごとに支障がないと認められる事業所に置くべきサービス提供責任者の員数について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。
 - イ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、一月あたり三十時間以内であること。
 - ロ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅条例においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取

組が行われていることをいうものである。

- ・ 訪問介護員の勤務調整(シフト管理) について、業務支援ソフトなどの活用 により、迅速な調整を可能としている こと
- ・ 利用者情報(訪問介護計画やサービ ス提供記録等)について、タブレット 端末やネットワークシステム等の I T機器・技術の活用により、職員間で 円滑に情報共有することを可能とし ていること
- ・ 利用者に対して複数のサービス提供 責任者が共同して対応する体制(主担 当や副担当を定めている等)を構築す る等により、サービス提供責任者業務 の中で生じる課題に対しチームとし て対応することや、当該サービス提供 責任者が不在時に別のサービス提供 責任者が補完することを可能として いること

この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、②の規定に関わらず、別表二に示すサービス提供責任者を配置するものとする。

- ④ サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年厚生労働省告示第百十八号)各号に定める者であって、原則として常勤のものから選任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、一級課程については、看護師等の資格を有する者の場合、全科目を免除することが可能とされていたこと。
 - イ 専ら指定訪問介護の職務に従事する 者であること。
 - ロ イにかかわらず、同一敷地内にある指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所又は指定夜間対応型訪問介護事業 所の職務に従事することができること。 この場合、それぞれの職務については、 第二の2の(3)にいう、同時並行的に行 われることが差し支えないと考えられ るものであることから、当該者について はそれぞれの事業所における常勤要件 を満たすものであること。
- (3) 管理者(居宅条例第六条)

指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理 業務に従事するものとする。ただし、以下の 場合であって、当該事業所の管理業務に支障 がないときは、他の職務を兼ねることができ るものとする。なお、管理者は、訪問介護員 等である必要はないものである。

① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合

(管理者)

- 第六条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において指定訪問介護事業所を管理する者 (以下この条及び第八条において「管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 管理者は、専ら当該指定訪問介護事業所の管理 に係る職務に従事する常勤の者でなければなら ない。ただし、当該指定訪問介護事業所の管理上 支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他 の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業

所、施設等の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第七条 指定訪問介護事業所は、事業の運営を行う ために必要な広さを有する専用の区画を設ける ほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品 等を備えなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者が第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第四節 運営に関する基準

- ② 同一敷地内にある等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認めることができる。)
- 2 設備に関する基準(居宅条例第七条)
- (1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行 うために必要な面積を有する専用の事務室 を設けることが望ましいが、同一の事業者が 事業所内において別の事業を運営する場合 のみ、間仕切りをする等当該他の事業の用に 供するものと明確に区分される場合は、当該 他の事業と同一の事務室であっても差し支 えない。なお、この場合に、区分がされてい なくても業務に支障がないときは、指定訪問 介護の事業を行うための区画が明確に特定 されていれば足りるものとする。
- (2) 指定訪問介護事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切な設備として、利用申込の受付、相談等に対応するための相談室またはパーティション等により設けた相談スペースを確保するものとする。
- (3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備を備えること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等 については、必ずしも事業者が所有している 必要はなく、貸与を受けているものであって も差し支えない。

- 3 運営に関する基準
- (1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

居宅条例第三条第四項は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。

この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-term care Information

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第八条 管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業 者及び業務の管理を一元的に行わなければなら ない。
- 2 管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に この章の規定を遵守させるために必要な指揮命 令を行わなければならない。
- 3 サービス提供責任者(サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第五条第一項に規定する規則で定める基準により置かれるものをいう。以下この節において同じ。)は、第二十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を 行うこと。
 - 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意 向を定期的に把握すること。
 - 三 居宅介護支援事業を行う者(以下「居宅介護 支援事業者」という。)その他保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介 護支援事業者等」という。)に対し、指定訪問介 護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、 口腔(くう)機能その他の利用者の心身の状況 及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行 うこと。
- 四 サービス担当者会議(指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年 厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援 等基準」という。)第十三条第九号に規定するサ ービス担当者会議をいう。以下同じ。)への出席 等の居宅介護支援事業者等との連携に関する こと。
- 五 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。 以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 六 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する こと。
- 七 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業 務管理を行うこと。
- 八 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行 うこと。
- 九 その他サービス内容の管理について必要な 業務を行うこと。

system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい(この点については他のサービス種類についても同様とする。)。

(2) 管理者及びサービス提供責任者の責務

居宅条例第八条は、指定訪問介護事業所の 管理者とサービス提供責任者の役割分担に ついて規定したものであり、管理者は、従業 者及び業務の一元的管理並びに従業者に居 宅条例第二章第四節(運営に関する基準)を 遵守させるための指揮命令を、サービス提供 責任者は、指定訪問介護に関するサービス内 容の管理について必要な業務等として、居宅 条例第八条第三項各号に具体的に列記する 業務を行うものである。この場合、複数のサ ービス提供責任者を配置する指定訪問介護 事業所において、サービス提供責任者間での 業務分担を行うことにより、指定訪問介護事 業所として当該業務を適切に行うことがで きているときは、必ずしも一人のサービス提 供責任者が当該業務の全てを行う必要はな い。

また、同条第三項第三号において、サービス提供責任者は居宅介護支援事業者等に対して、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされているが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。必要な情報の内容については、

例えば、

- ・ 薬が大量に余っている又は複数回分の薬 を一度に服用している
- ・ 薬の服用を拒絶している
- ・ 使い切らないうちに新たに薬が処方され ている
- ・ 口臭や口腔内出血がある
- ・ 体重の増減が推測される見た目の変化がある
- ・ 食事量や食事回数に変化がある
- ・ 下痢や便秘が続いている
- ・ 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
- リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない

等の利用者の心身又は生活状況に係る情報 が考えられるが、居宅介護支援事業者等に対 して情報提供する内容は、サービス提供責任 者が適切に判断することとする。なお、必要 な情報の提供については、あらかじめ、サー ビス担当者会議等で居宅介護支援事業者等 と調整しておくことが望ましい。

なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔

(運営規程)

第九条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費 用の額
- 五 通常の事業の実施地域(当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。第十四条及び第二十四条において同じ。)
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

軟に業務を実施するよう留意するとともに、 常に必要な知識の修得及び能力の向上に努 めなければならない。

(3) サービス提供責任者による訪問介護員等 に対する業務管理、研修、技術指導等

居宅条例第八条第三項第五号から第八号 までにおいて、サービス提供責任者による訪 問介護員等に対する業務管理や研修、技術指 導等が規定されているところである。

平成三十年度以降、生活援助中心型のみに 従事することができる生活援助従事者研修 修了者が従事するようになることから、当該 研修修了者を含む訪問介護員等であって、指 定訪問介護に従事したことが無い者につい ては、初回訪問時にサービス提供責任者が同 行するなどの OJT を通じて支援を行うことと する。また、緊急時の対応等についてもあら かじめ当該訪問介護員等に指導しておくこ ととする。

さらに、生活援助従事者研修修了者である 訪問介護員等が所属している指定訪問介護 事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介 護員等が生活援助中心型しか提供できない ことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適 切な業務管理を行うこととする。具体的に は、生活援助中心型のみ利用している利用者 に対する指定訪問介護に従事させることな どが考えられる。

(4) 運営規程

居宅条例第九条は、指定訪問介護の事業の 適正な運営及び利用者に対する適切な指定 訪問介護の提供を確保するため、同条第一号 から第八号までに掲げる事項を内容とする 規程を定めることを指定訪問介護事業所ご とに義務づけたものであるが、特に次の点に 留意するものとする。

① 従業者の職種、員数及び職務の内容(第 二号)

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅条例第五条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない(居宅条例第十二条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。

② 指定訪問介護の内容(第四号)

「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、 生活援助、通院等のための乗車又は降車の 介助等のサービスの内容を指すものであ ること。

③ 利用料その他の費用の額(第四号) 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る利用料(一割負担、二割負担又は三割負担)及び法定代理受領サービスでない指定訪問介護の利用料(十割分)を、「その他の費用の額」 (介護等の総合的な提供)

第十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

としては、居宅条例第二十四条第三項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。

④ 通常の事業の実施地域(第五号)

通常の事業の実施地域は、客観的にその 区域が特定されるものとすること。なお、 通常の事業の実施地域は、利用申込に係る 調整等の観点からの目安であり、当該地域 を越えてサービスが行われることを妨げ るものではないものであること(以下、居 宅条例第五十二条第五号、第六十七条第五 号、第八十二条第五号、第百二条第六号、 第百三十九条第六号及び第二百五十二条 第五号についても同趣旨。)。

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項 (第七号)

(31)の虐待の防止に係る、組織内の体制 (責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案 (以下「虐待等」という。)が発生した場合 の対応方法等を指す内容であること(以下、他のサービス種類についても同趣 旨。)。

(5) 介護等の総合的な提供

居宅条例第十条は、居宅条例第四条の基本 方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営に 当たっては、多種多様な訪問介護サービスの 提供を行うべき旨を明確化したものである。 指定訪問介護事業は、生活全般にわたる援助 を行うものであることから、指定訪問介護事 業者は、入浴、排せつ、食事等の介護(身体 介護)又は調理、洗濯、掃除等の家事(生活 援助)を総合的に提供しなければならず(通 院等のための乗車又は降車の介助を行う指 定訪問介護事業者についても、身体介護又は 生活援助を総合的に提供しなければならな い。)、また、指定訪問介護事業所により提供 しているサービスの内容が、身体介護のうち 特定のサービス行為に偏ったり、生活援助の うち特定のサービス行為に偏ったり、通院等 のための乗車又は降車の介助に限定された りしてはならないこととしたものである。ま た、サービス提供の実績から特定のサービス 行為に偏っていることが明らかな場合に限 らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務 体制、当該事業者の行う他の事業との関係等 の事業運営全般から判断して、特定のサービ ス行為に偏ることが明らかであれば、本条に 抵触することとなる。

また、「偏っている」とは、特定のサービス 行為のみを専ら行うことはもちろん、特定の サービス行為に係るサービス提供時間が月 単位等一定期間中のサービス提供時間の大 半を占めていれば、これに該当するものであ る。

さらに、通院等のための乗車又は降車の介

(勤務体制の確保等)

- 第十一条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し、 適切な指定訪問介護を提供することができるよ う各指定訪問介護事業所において、訪問介護員等 の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所 において、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員 等によって指定訪問介護を提供しなければなら ない。

- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向 上のための研修の機会を確保しなければならな い。
- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の 提供を確保する観点から、職場において行われる 優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言 動により訪問介護員等の就業環境が害されるこ とを防止するための方針の明確化等の必要な措 置を講じなければならない。

助を行う訪問介護事業者について、知事が法 第七十条第一項に基づく指定を行うに当た っては、事業所の所在地の特別区及び市町村 に対して意見を求めることとする(確認すべ き事項等については別に定める。)。

なお、居宅条例第十条は、基準該当訪問介 護事業者には適用されない。

(6) 勤務体制の確保等

居宅条例第十一条は、利用者に対する適切 な指定訪問介護の提供を確保するため、職員 の勤務体制等について規定したものである が、次の点に留意する必要がある。

- ① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として 月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等に ついては、日々の勤務時間、職務の内容、 常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、 サービス提供責任者である旨等を明確に すること。
- ② 同条第二項は、当該指定訪問介護事業所 の訪問介護員等によって指定訪問介護を 提供するべきことを規定したものである が、指定訪問介護事業所の訪問介護員等と は、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運 営の確保及び派遣労働者の保護等に関す る法律(昭和六十年法律第八十八号。以下 「労働者派遣法」という。) に規定する労働 者派遣契約その他の契約により、当該事業 所の管理者の指揮命令下にある訪問介護 員等を指すものであること。なお、社会福 祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同 法施行規則(昭和六十一年厚生省令第四十 九号)第一条各号に規定する口腔内の喀痰 吸引その他の行為を業として行う訪問介 護員等については、労働者派遣法に基づく 派遣労働者(同法に規定する紹介予定派遣 又は同法第四十条の二第一項第三号又は 第四号に該当する場合を除く。)であって はならないことに留意すること。
- ③ 同条第三項は、当該指定訪問介護事業所 の従業者たる訪問介護員等の質の向上を 図るため、研修機関が実施する研修や当該 事業所内の研修への参加の機会を計画的 に確保することとしたものであること。
- ④ 同条第四項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十一条第一項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第三十条の二第一項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、

次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動 に起因する問題に関して雇用管理上講 ずべき措置等についての指針(平成十八年厚生労働省告示第六百十五号)及び事 業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての 指針(令和二年厚生労働省告示第五号。 以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業主の方針等の明確化及びその 周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容 及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、 従業者に周知・啓発すること。

b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応 じ、適切に対応するために必要な体制 の整備

相談に対応する担当者をあらかじ め定めること等により、相談への対応 のための窓口をあらかじめ定め、労働 者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のため の事業主の方針の明確化等の措置義務 については、女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律等の一部を改正 する法律(令和元年法律第二十四号)附 則第三条の規定により読み替えられた 労働施策の総合的な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職業生活の充実等に 関する法律第三十条の二第一項の規定 により、中小企業(医療・介護を含むサ ービス業を主たる事業とする事業主に ついては資本金が五千万円以下又は常 時使用する従業員の数が百人以下の企 業)は、令和四年四月一日から義務化と なり、それまでの間は努力義務とされて いるが、適切な勤務体制の確保等の観点 から、必要な措置を講じるよう努められ

ロ 事業主が講じることが望ましい取組 について

パワーハラスメント指針においては、 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業 主が雇用管理上の配慮として行うこと が望ましい取組の例として、①相談に応 じ、適切に対応するために必要な体制の 整備、②被害者への配慮のための取組 (業務継続計画の策定等)

- 第十一条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画 の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変 更を行うものとする。

(メンタルヘルス不調への相談対応、行 為者に対して

1人で対応させない等)及 び③被害防止のための取組(マニュアル 作成や研修の実施等、業種・業態等の状 況に応じた取組)が規定されている。介 護現場では特に、利用者又はその家族等 からのカスタマーハラスメントの防止 が求められていることから、イ(事業者 が講ずべき措置の具体的内容)の必要な 措置を講じるにあたっては、「介護現場 におけるハラスメント対策マニュア ル」、「(管理職・職員向け) 研修のための 手引き」等を参考にした取組を行うこと が望ましい。この際、上記マニュアルや 手引きについては、厚生労働省ホームペ ージに掲載されているので参考にされ たい。

(7) 業務継続計画の策定等

① 居宅条例第十一条の二は、指定訪問介護 事業者は、感染症や災害が発生した場合に あっても、利用者が継続して指定訪問介護 の提供を受けられるよう、指定訪問介護の 提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(以下「業務継続計画」という。)を策 定するとともに、当該業務継続計画に従 い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護 員等その他の従業者に対して、必要な研修 及び訓練(シミュレーション)を実施しな ければならないこととしたものである。な お、業務継続計画の策定、研修及び訓練の 実施については、居宅条例第十一条の二に 基づき事業所に実施が求められるもので あるが、他のサービス事業者との連携等に より行うことも差し支えない。また、感染 症や災害が発生した場合には、従業者が連 携し取り組むことが求められることから、 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての 従業者が参加できるようにすることが望 ましい。

なお、業務継続計画の策定等に係る義務 付けの適用に当たっては、東京都指定居宅 サービス等の事業の人員、設備及び運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例 (令和三年東京都条例第二十四号。以下 「令和三年改正条例」という。) 附則第三項 において、三年間の経過措置を設けてお り、令和六年三月三十一日までの間は、努 力義務とされている。

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の 提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は その家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等 の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を記した文書 を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供 の開始について当該利用申込者の同意を得なけ ればならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家 族からの申出があった場合は、前項の規定による 文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家

(電磁的方法による手続)

第四条 条例第十二条第二項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ

すること。なお、感染症及び災害の業務継 続計画を一体的に策定することを妨げる ものではない。

- イ 感染症に係る業務継続計画
 - a 平時からの備え(体制構築・整備、 感染症防止に向けた取組の実施、備蓄 品の確保等)
 - b 初動対応
 - c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
- ロ 災害に係る業務継続計画
 - a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
 - b 緊急時の対応(業務継続計画発動基 準、対応体制等)
 - c 他施設及び地域との連携
- ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年一回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

④ 訓練(シミュレーション)においては、 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や 災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年一回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(8) 内容及び手続の説明及び同意

居宅条例第十二条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかり

族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理 組織(指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算 機(入出力装置を含む。以下この条において同 じ。)と当該利用申込者又はその家族の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法であって規則で 定めるもの(以下この条において「電磁的方法」 という。)により提供することができる。この場合 において、当該指定訪問介護事業者は、あらかじ め、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に 用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による同意を得なければならない。

- 3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該 利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルへの記録を出力するこ とによる文書を作成することができるものでな ければならない。
- 4 第二項後段の同意を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第二項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第十三条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介 護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利 用申込者に対し自ら必要な指定訪問介護を提供 することが困難であると認める場合は、当該利用 申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の 指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措 置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の

又は口に掲げるもの

- イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計 算機と利用申込者又はその家族の使用に係 る電子計算機とを接続する電気通信回線を 通じて条例第十二条第一項に規定する重要 事項(以下この条において単に「重要事項」 という。)を送信し、当該利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルに記録する方法
- 口 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルに記録された重 要事項を電気通信回線を通じて利用申込者 又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者 又はその家族の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに当該重要事項を記録す る方法(条例第十二条第二項後段に規定する 電磁的方法による提供を受ける旨の同意又 は同条第四項本文に規定する電磁的方法に よる提供を受けない旨の申出をする場合に あっては、指定訪問介護事業者の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルにその旨 を記録する方法)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

やすい説明書等の文書を交付して懇切丁寧 に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護 の提供を受けることにつき同意を得なけれ ばならないこととしたものである。なお、当 該同意については、利用者及び指定訪問介護 事業者双方の保護の立場から書面によって 確認すること。

(9) 提供拒否の禁止

居宅条例第十三条は、指定訪問介護事業者 は、原則として、利用申込に対しては応じな ければならないことを規定したものであり、 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービ スの提供を拒否することを禁止するもので ある。また、利用者が特定のサービス行為以 外の訪問介護サービスの利用を希望するこ とを理由にサービス提供を拒否することも 禁止するものである(ただし、厚生省通知「指 定訪問介護事業所の事業運営の取扱等につ いて」(平成十二年十一月十六日老振第七六 号)の1を除く。)。提供を拒むことのできる 正当な理由がある場合とは、①当該事業所の 現員からは利用申込に応じきれない場合、② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の 事業の実施地域外である場合、その他利用申 込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供 することが困難な場合である。

(10) サービス提供困難時の対応

指定訪問介護事業者は、居宅条例第十三条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅条例第十四条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(11) 受給資格等の確認

① 居宅条例第十五条第一項は、指定訪問介

提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認 定審査会意見が記載されているときは、当該認定 審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供する よう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十六条 指定訪問介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに 相当するサービスを含む。)が利用者に対して行 われていない等の場合に必要と認めるときは、当 該利用者の受けている要介護認定の更新の申請 が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日 の三十日前までに行われるよう必要な援助を行 わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の 提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者 会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置か れている環境、他の保健医療サービス又は福祉サ ービスの利用状況等の把握に努めなければなら ない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の 提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密 接な連携に努めなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の 終了に際しては、利用者又はその家族に対して適 切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅 介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医

- 護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。
- ② 同条第二項は、利用者の被保険者証に、 指定居宅サービスの適切かつ有効な利用 等に関し当該被保険者が留意すべき事項 に係る認定審査会意見が記載されている ときは、指定訪問介護事業者は、これに配 慮して指定訪問介護を提供するように努 めるべきことを規定したものである。
- (12) 要介護認定の申請に係る援助
 - ① 居宅条例第十六条第一項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
 - ② 同条第二項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から三〇日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三〇日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

療サービス又は福祉サービスを提供する者との 密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の 提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法 施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下 「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれに も該当しないときは、当該利用申込者又はその家 族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支 援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等に より、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービ スの提供として受けることが可能となる旨の説 明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その 他の法定代理受領サービスの提供のために必要 な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第二十条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅 サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用 者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の 必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十二条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等 に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び 利用者又はその家族から求められたときは、これ を提示すべき旨を指導しなければならない。

(13) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

居宅条例第十九条は、介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施 行規則」という。)第六十四条第一号イ又は 口に該当する利用者は、指定訪問介護の提供 を法定代理受領サービスとして受けること ができることを踏まえ、指定訪問介護事業者 は、施行規則第六十四条第一号イ又は口に該 当しない利用申込者又はその家族に対し、指 定訪問介護の提供を法定代理受領サービス として受けるための要件の説明、居宅介護支 援事業者に関する情報提供その他の法定代 理受領サービスを行うために必要な援助を 行わなければならないこととしたものであ る。

(14) 居宅サービス計画等の変更の援助

居宅条例第二十一条は、指定訪問介護を法 定代理受領サービスとして提供するために は当該指定訪問介護が居宅サービス計画(法 第八条第二十三項に規定する居宅サービス 計画をいう。以下同じ。)に位置付けられてい る必要があることを踏まえ、指定訪問介護事 業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を 希望する場合(利用者の状態の変化等により 追加的なサービスが必要となり、当該サービ スを法定代理受領サービスとして行う等の ために居宅サービス計画の変更が必要とな った場合で、指定訪問介護事業者からの当該 変更の必要性の説明に対し利用者が同意す る場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介 護支援事業者への連絡、サービスを追加する 場合に当該サービスを法定代理受領サービ スとして利用する場合には支給限度額の範 囲内で居宅サービス計画を変更する必要が ある旨の説明その他の必要な援助を行わな ければならないこととしたものである。

(15) 身分を証する書類の携行

居宅条例第二十二条は、利用者が安心して 指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定 訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所 の訪問介護員等に身分を明らかにする証書 や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者 又はその家族から求められたときは、これを 提示すべき旨を指導しなければならないこ ととしたものである。この証書等には、当該 指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員 等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護 (サービスの提供の記録)

- 第二十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護 を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及 び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条 第六項の規定により利用者に代わって支払を受 ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項 を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載し た書面又はこれに準ずる書面に記載しなければ ならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を 記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該 事項に係る情報を当該利用者に提供しなければ ならない。

(利用料等の受領)

- 第二十四条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービス に該当しない指定訪問介護を提供した際に利用 者から支払を受ける利用料の額と指定訪問介護 に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不 合理な差額が生じないようにしなければならな い。

員等の写真の貼付や職能の記載を行うこと が望ましい。

- (16) サービスの提供の記録
 - ① 居宅条例第二十三条第一項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、提供時間、内容(例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。
 - ② 同条第二項は、当該指定訪問介護の提供 日、提供した具体的なサービスの内容、利 用者の心身の状況その他必要な事項を記 録するとともに、サービス事業者間の密接 な連携等を図るため、利用者からの申出が あった場合には、文書の交付その他適切な 方法により、その情報を利用者に対して提 供しなければならないこととしたもので ある。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、 利用者の用意する手帳等に記載するなど の方法である。

なお、提供した具体的なサービスの内容 等の記録は、居宅条例第四十一条第二項の 規定に基づき、二年間保存しなければなら ない。

- (17) 利用料等の受領
 - ① 居宅条例第二十四条第一項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の一割、二割又は三割(法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第五項の規定の適用により保険給付の率が九割、八割又は七割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。
 - ② 同条第二項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、指定訪問介護のサービスとは別に、介護保険外サービス(介護保険給付の対象とならない、指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービス)を提供する場合には、利用者にわかりやすいように、指定訪問介護事業とは別事業として区分けし、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- 3 指定訪問介護事業者は、前二項に定める場合に おいて利用者から支払を受ける額のほか利用者 の選定により通常の事業の実施地域以外の地域 の居宅において指定訪問介護を行った場合は、そ れに要した交通費の額の支払を当該利用者から 受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要となる証明書の交付)

第二十五条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領 サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用 料の支払を受けた場合は、当該指定訪問介護の内 容、費用の額その他必要と認められる事項を記載 したサービス提供証明書を利用者に交付しなけ ればならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

- 第二十六条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態 の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定 し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、提供する指定訪問介護 の質の評価を行い、常に改善を図らなければなら ない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

- 第二十七条 指定訪問介護の具体的な取扱いは、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を 行うとともに、利用者又はその家族に対し、指 定訪問介護の提供方法等について説明を行う こと。
 - 二 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を もって指定訪問介護の提供を行うこと。

- イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の 事業とは別事業であり、当該サービスが 介護保険給付の対象とならないサービ スであることを説明し、理解を得るこ と。
- ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等 が、指定訪問介護事業所の運営規程とは 別に定められていること。
- ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と 区分されていること。
- ③ 同条第三項は、指定訪問介護事業者は、 指定訪問介護の提供に関して、前二項の利 用料のほかに、利用者の選定により通常の 事業の実施地域以外の地域の居宅におい て指定訪問介護を行う場合の交通費(移動 に要する実費)の支払を利用者から受ける ことができることとし、保険給付の対象と なっているサービスと明確に区分されな いあいまいな名目による費用の支払を受 けることは認めないこととしたものであ る。
- ④ 同条第四項は、指定訪問介護事業者は、 前項の交通費の支払を受けるに当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族に対 してその額等に関して説明を行い、利用者 の同意を得なければならないこととした ものである。
- (18) 保険給付の請求のための証明書の交付 居宅条例第二十五条は、利用者が特別区及 び市町村に対する保険給付の請求を容易に 行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代 理受領サービスでない指定訪問介護に係る 利用料の支払を受けた場合は、提供した指定 訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保 険給付を請求する上で必要と認められる事 項を記載したサービス提供証明書を利用者 に対して交付しなければならないこととし たものである。
- (19) 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体 的取扱方針

居宅条例第二十六条及び第二十七条にい う指定訪問介護の取扱方針について、特に留 意すべきことは、次のとおりである。

- ① 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
- ② 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが 提供できるよう、常に新しい技術を習得す る等、研鑽を行うべきものであること。

三 常に利用者の心身の状況、置かれている環境 等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に 対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(訪問介護計画の作成)

第二十八条 サービス提供責任者は、利用者の日常 生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介 護の目標、当該目標を達成するための具体的な指 定訪問介護の内容等を記載した訪問介護計画(以 下この条において「訪問介護計画」という。)を作 成しなければならない。この場合において、既に 居宅サービス計画が作成されているときは、当該 居宅サービス計画の内容に沿って作成しなけれ ばならない。

2 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に 当たっては、当該訪問介護計画の内容について利 用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の 同意を得なければならない。

- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成 後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、 必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行わな ければならない。この場合においては、前三項の 規定を準用する。

(20) 訪問介護計画の作成

- ① 居宅条例第二十八条第一項は、サービス 提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ② 訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととされ、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ③ 同条第二項は、訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。したがって、サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ④ 同条第三項は、訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしたものである。
 - なお、訪問介護計画は、居宅条例第四十 一条第二項の規定に基づき、二年間保存し なければならない。
- ⑤ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
- ⑥ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準(平成十一年厚生省令第 三十八号)第十三条第十二号において、「介 護支援専門員は、居宅サービス計画に位置 付けた指定居宅サービス事業者等に対し て、訪問介護計画(指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号。以下 「指定居宅サービス等基準」という。)第二 十四条第一項に規定する訪問介護計画を

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十九条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等 に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族であ る場合は、当該利用者に対する指定訪問介護の提 供をさせてはならない。

(利用者に関する区市町村への通知)

第三十条 指定訪問介護事業者は、利用者が正当な 理由なく、指定訪問介護の利用に関する指示に従 わないことにより、要介護状態の程度を増進させ たと認められる場合又は偽りその他不正の行為 によって保険給付を受け、若しくは受けようとし た場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市 町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十一条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の 提供を行っているときに利用者に病状の急変が 生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなけ ればならない。

(衛生管理等)

- 第三十二条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等 の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理 を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めな ければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないよう に、規則で定める措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第四条の二 条例第三十二条第三項に規定する規 則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。 いう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

(21) 利用者に関する特別区及び市町村への通知

居宅条例第三十条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、特別区及び市町村が、法第二十二条第一項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から特別区及び市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

(22) 緊急時等の対応

居宅条例第三十一条は、訪問介護員等が現 に指定訪問介護の提供を行っているときに 利用者に病状の急変が生じた場合その他必 要な場合は、運営規程に定められた緊急時の 対応方法に基づき速やかに主治の医師(以下 「主治医」という。)への連絡を行う等の必要 な措置を講じなければならないこととした ものである。

(23) 衛生管理等

- ① 居宅条例第三十二条第一項及び第二項 は、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等 の清潔の保持及び健康状態の管理並びに 指定訪問介護事業所の設備及び備品等の 衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問介護事業者 は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から 守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。
- ② 同条第三項に規定する感染症が発生し、 又はまん延しないように講ずるべき措置 については、具体的には次のイからハまで の取扱いとすること。各事項について、同 項に基づき事業所に実施が求められるも のであるが、他のサービス事業者との連携 等により行うことも差し支えない。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策 を検討するための感染症対策委員会その他の 委員会をおおむね六月に一回以上開催すると ともに、その結果について、訪問介護員等に十 分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指 針を整備すること。 なお、感染症の予防及びまん延の防止の ための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和三年改正条例附則第四項において、三年間の経過措置を設けており、令和六年三月三十一日までの間は、努力義務とされている。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のた めの対策を検討する委員会

当該事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための対策を検討す る委員会(以下「感染対策委員会」とい う。) であり、感染対策の知識を有する者 を含む、幅広い職種により構成すること が望ましく、特に、感染症対策の知識を 有する者については外部の者も含め積 極的に参画を得ることが望ましい。構成 メンバーの責任及び役割分担を明確に するとともに、専任の感染対策を担当す る者(以下「感染対策担当者」という。) を決めておくことが必要である。感染対 策委員会は、利用者の状況など事業所の 状況に応じ、おおむね六月に一回以上、 定期的に開催するとともに、感染症が流 行する時期等を勘案して必要に応じ随 時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等 (リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

- 三 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん 延の防止のための研修及び訓練を定期的に実 施すること。
- 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。

(掲示)

第三十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問 介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲 示しなければならない。

なお、それぞれの項目の記載内容の例 については、「介護現場における感染対 策の手引き」を参照されたい。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のた めの研修及び訓練

登録訪問介護員等を含めて、訪問介護 員等その他の従業者に対する「感染症の 予防及びまん延の防止のための研修」の 内容は、感染対策の基礎的内容等の適切 な知識を普及・啓発するとともに、当該 事業所における指針に基づいた衛生管 理の徹底や衛生的なケアの励行を行う ものとする。

職員教育を組織的に浸透させていく ためには、当該事業所が定期的な教育 (年一回以上)を開催するとともに、新 規採用時には感染対策研修を実施する ことが望ましい。また、研修の実施内容 についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介 護施設・事業所の職員向け感染症対策力 向上のための研修教材」等を活用するな ど、事業所内で行うものでも差し支えな く、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生 した場合を想定し、発生時の対応につい て、訓練(シミュレーション)を定期的 (年一回以上) に行うことが必要であ る。訓練においては、感染症発生時にお いて迅速に行動できるよう、発生時の対 応を定めた指針及び研修内容に基づき、 事業所内の役割分担の確認や、感染対策 をした上でのケアの演習などを実施す るものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手 法は問わないものの、机上及び実地で実 施するものを適切に組み合わせながら 実施することが適切である。

(24) 掲示

- ① 居宅条例第三十三条第一項は、指定訪問 介護事業者は、運営規程の概要、訪問介護 員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦 情処理の体制、提供するサービスの第三者 評価の実施状況(実施の有無、実施した直 近の年月日、実施した評価機関の名称、評 価結果の開示状況)等の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事 項を指定訪問介護事業所の見やすい場所 に掲示することを規定したものであるが、 次に掲げる点に留意する必要がある。
 - イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項 を伝えるべき介護サービスの利用申込 者、利用者又はその家族に対して見やす い場所のことであること。
 - ロ 訪問介護員等の勤務の体制について は、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人 数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等 の氏名まで掲示することを求めるもの

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を 記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、 かつ、これを関係者に自由に閲覧させることによ り、同項の規定による掲示に代えることができ る。

(秘密保持等)

- 第三十四条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当 な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、従業者であった者が、 正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な 措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第三十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護 事業所について広告をする場合は、その内容が虚 偽又は誇大なものでないようにしなければなら ない。

(不当な働きかけの禁止)

第三十五条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第百六十四条第二項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

ではないこと。

② 同条第二項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に備え付けることで同条第一項の掲示に代えることができることを規定したものである。

(25) 秘密保持等

- ① 居宅条例第三十四条第一項は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ② 同条第二項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 同条第三項は、訪問介護員等がサービス 担当者会議等において、課題分析情報等を 通じて利用者の有する問題点や解決すべ き課題等の個人情報を、介護支援専門員や 他のサービスの担当者と共有するために は、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、 文書により利用者又はその家族から同意 を得る必要があることを規定したもので あるが、この同意は、サービス提供開始時 に利用者及びその家族から包括的な同意 を得ておくことで足りるものである。

(26) 不当な働きかけの禁止

居宅条例第三十五条の二は、居宅介護支援 事業者に対する利益供与に当たらない場合 であっても、指定訪問介護事業者が、居宅サ ービス計画の作成または変更に関し、介護支 援専門員又は被保険者に対して、利用者に必 要のないサービスを位置付けるよう求める ことなどの不当な働きかけを行ってはなら ないこととしたものである。具体的には、例 えば、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事 業者が同一法人等である場合や同一の建物 等に所在する場合において、当該利用者の状 況を勘案することなく、自らが提供する訪問 介護サービスを居宅サービス計画に位置付 けるよう働きかけるような場合が該当する。 (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十六条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援 事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事 業者によるサービスを利用させることの対償と して、金品その他の財産上の利益を供与してはな らない。

(苦情処理)

- 第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの指定訪問介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付け た場合は、当該苦情の内容等を記録しなければな らない。

- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護 に関し、法第二十三条の規定による区市町村が行 う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め 又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照 会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して 区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行わなければならない。こ の場合において、当該区市町村からの求めがあっ たときは、当該改善の内容を報告しなければならない。 ない。
- 4 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護 に関する利用者からの苦情に関して国民健康保 険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法 律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国 民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う 法第百七十六条第一項第三号の規定による調査 に協力するとともに、国民健康保険団体連合会か ら同号の規定による指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わ なければならない。この場合において、当該国民 健康保険団体連合会からの求めがあったときは、 当該改善の内容を報告しなければならない。

(27) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

居宅条例第三十六条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

(28) 苦情処理

- ① 居宅条例第三十七条第一項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。
- ② 同条第二項は、利用者及びその家族から の苦情に対し、指定訪問介護事業者が組織 として迅速かつ適切に対応するため、当該 苦情(指定訪問介護事業者が提供したサー ビスとは関係のないものを除く。)の受付 日、その内容等を記録することを義務づけ たものである。

また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、居宅条例第四十一条第二項の規定 に基づき、苦情の内容等の記録は、二年間 保存しなければならない。

③ 居宅条例第三十七条第三項は、法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である特別区及び市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、特別区及び市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

(地域との連携等)

- 第三十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護 の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する 社会福祉に関する事業に協力するよう努めなけ ればならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の 所在する建物と同一の建物に居住する利用者に 対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建 物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪 問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第三十九条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(29) 地域との連携

① 居宅条例第三十八条第一項は、居宅条例 第三条第二項の趣旨に基づき、介護サービ ス相談員を派遣する事業を積極的に受け 入れる等、特別区及び市町村との密接な連 携に努めることを規定したものである。

なお、「特別区及び市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く特別区及び市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

② 同条第二項は、高齢者向け集合住宅等と 同一の建物に所在する指定訪問介護事業 所が当該高齢者向け集合住宅等に居住す る要介護者に指定訪問介護を提供する場 合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する 要介護者のみを対象としたサービス提供 が行われないよう、第十三条の正当な理由 がある場合を除き、地域包括ケア推進の観 点から地域の要介護者にもサービス提供 を行うよう努めなければならないことを 定めたものである。なお、こうした趣旨を 踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が 条例等を定める場合や、市町村等の意見を 踏まえて指定の際に条件を付す場合にお いて、例えば、当該事業所の利用者のうち、 一定割合以上を当該集合住宅以外の利用 者とするよう努める、あるいはしなければ ならない等の規定を設けることは差し支 えないものである。この際、自立支援や重 度化防止等につながるようなサービス提 供がなされているか等、サービスの質が担 保されているかが重要であることに留意 すること。

(30) 事故発生時の対応

居宅条例第三十九条は、利用者が安心して 指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故 発生時の速やかな対応を規定したものであ る。指定訪問介護事業者は、利用者に対する 指定訪問介護の提供により事故が発生した 場合は、特別区及び市町村、当該利用者の家 族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等 に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ るべきこととするとともに、当該事故の状況 及び事故に際して採った処置について記録 しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、居宅条例第四十一条第二項の規定に 基づき、事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録は、二年間保存しなけれ ばならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法につ

(虐待の防止)

第三十九条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発 生及び再発を防止するため、規則で定める措置を 講じなければならない。 (虐待の防止)

第四条の三 条例第三十九条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- いては、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態 において速やかに賠償を行うため、損害賠 償保険に加入しておくか、又は賠償資力を 有することが望ましいこと。
- ③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(31) 虐待の防止

居宅条例第三十九条の二は、虐待の防止に 関する事項について規定したものである。虐 待は、介護保険法の目的の一つである高齢者 の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻 な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪 問介護事業者は虐待の防止のために必要な 措置を講じなければならない。虐待を未然に 防止するための対策及び発生した場合の対 応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者 の養護者に対する支援等に関する法律」(平 成十七年法律第百二十四号。以下「高齢者虐 待防止法」という。) に規定されているところ であり、その実効性を高め、入所者の尊厳の 保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲 げる観点から虐待の防止に関する措置を講 じるものとする。

・ 虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第三条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等 又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる 事案を発見しやすい立場にあることから、 これらを早期に発見できるよう、必要な措 置(虐待等に対する相談体制、市町村の通 報窓口の周知等)がとられていることが望 ましい。また、利用者及びその家族からの 虐待等に係る相談、利用者から市町村への 虐待の届出について、適切な対応をするこ と。

・ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期 発見に加え、虐待等が発生した場合はその再 発を確実に防止するために次に掲げる事項 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。

を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、 令和三年改正条例附則第二項において、三年 間の経過措置を設けており、令和六年三月三 十一日までの間は、努力義務とされている。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第一号)

「虐待の防止のための対策を検討する 委員会」(以下「虐待防止検討委員会」とい う。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に 加え、虐待等が発生した場合はその再発を 確実に防止するための対策を検討する委 員会であり、管理者を含む幅広い職種で構 成する。構成メンバーの責務及び役割分担 を明確にするとともに、定期的に開催する ことが必要である。また、虐待防止の専門 家を委員として積極的に活用することが 望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議 体を設置している場合、これと一体的に設 置・運営することとして差し支えない。ま た、事業所に実施が求められるものである が、他のサービス事業者との連携等により 行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内 の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容 に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告 できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合 に、市町村への通報が迅速かつ適切に行 われるための方法に関すること
- へ 虐待等が発生した場合、その発生原因 等の分析から得られる再発の確実な防 止策に関すること

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研

修を定期的に実施すること。

- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するため の担当者を置くこと。
- 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。

(会計の区分)

第四十条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護 事業所において経理を区分するとともに、指定訪 問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを 区分しなければならない。

(記録の整備)

- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、そ の効果についての評価に関すること
- ② 虐待の防止のための指針(第二号) 指定訪問介護事業者が整備する「虐待の 防止のための指針」には、次のような項目 を盛り込むこととする。
 - イ 事業所における虐待の防止に関する 基本的考え方
 - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内 の組織に関する事項
 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関す る基本方針
 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に 関する基本方針
 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体 制に関する事項
 - へ 成年後見制度の利用支援に関する事 項
 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する 事項
 - チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に 関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必 要な事項
- ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第三号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する 基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護 事業所における指針に基づき、虐待の防止 の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年一回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業 所内職員研修での研修で差し支えない。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施する ための担当者(第四号)

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

(32) 会計の区分

居宅条例第四十条は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。

- 第四十一条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する記録を整備しなければな らない。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 当該利用者の契約終了の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 訪問介護計画
 - 二 第二十三条第二項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
 - 三 第三十条に規定する区市町村への通知に係る記録
 - 四 第三十七条第二項に規定する苦情の内容等 の記録
 - 五 第三十九条第一項に規定する事故の状況及 び処置についての記録

第五節 共生型訪問介護に関する基準 (共生型訪問介護の基準)

第四十一条の二 訪問介護に係る共生型居宅サー ビス(次条において「共生型訪問介護」という。) の事業を行う指定居宅介護事業者(東京都指定障 害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の 基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百 五十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条 例」という。) 第五条に規定する指定居宅介護事業 者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 成十七年法律第百二十三号。以下この条及び第百 八十条の二において「障害者総合支援法」とい う。)第五条第三項に規定する重度訪問介護をい う。) に係る指定障害福祉サービス (障害者総合支 援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉 サービスをいう。) の事業を行う者は、当該事業に 関して規則で定める基準を満たさなければなら ない。

(共生型訪問介護の基準)

第四条の四条例第四十一条の二に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定居宅介護事業所(東京都指定障害福祉サ ービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に 関する条例(平成二十四年東京都条例第百五十 五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」 という。)第五条に規定する指定居宅介護事業 所をいう。)及び重度訪問介護に係る指定障害 福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行 う事業所(以下この号において「指定居宅介護 事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指 定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護 (指定障害福祉サービス等基準条例第四条第 一項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重 度訪問介護(以下この号において「指定居宅介 護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等 の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の 合計数であるとした場合における当該指定居 宅介護事業所等として必要とされる数以上で あること。
- 二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(33) 記録の整備

居宅条例第四十一条第二項は、指定訪問介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、二年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者 につき、契約終了(契約の解約・解除、他の 施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立 等)により一連のサービス提供が終了した日 を指すものとする。

4 共生型訪問介護に関する基準

共生型訪問介護は、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百五十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第五条に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)の事業を行う者が、要介護者に対して提供する指定訪問介護をいうものであり、共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

- (1) 従業者(ホームヘルパー)、サービス提供責任者の員数及び管理者(居宅条例第四十一条の二、第四十一条の三)
 - ① 従業員 (ホームヘルパー)

指定居宅介護事業所又は指定重度訪問 介護事業所(以下この4において「指定居 宅介護事業所等」という。)の従業者の員数 が、共生型訪問介護を受ける利用者(要介 護者)の数を含めて当該指定居宅介護事業 所等の利用者の数とした場合に、当該指定 居宅介護事業所等として必要とされる数 以上であること。

② サービス提供責任者

共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者(障害者及び障害児)及び共生型訪問介護の利用者(要介護者)の合計数が、四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすも

(準用)

第四十一条の三 第一節、第二節及び前節の規定 は、共生型訪問介護の事業について準用する。 (準用)

第四条の五 第三条(第一項第一号を除く。)から第四条の三までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第六節 基準該当訪問介護に関する基準 (従業者の配置の基準)

第四十二条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準

(基準該当訪問介護に係る従業者の配置の基準) 第五条 条例第四十二条第一項に規定する規則で 定める基準は、次に掲げるとおりとする。 のする。

なお、共生型訪問介護事業所のサービス 提供責任者と指定居宅介護事業所等のサ ービス提供責任者を兼務することは差し 支えないこと。

③ 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三の一の1の(3)を参照されたいこと。なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

(2) 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき 設備基準を満たしていれば足りるものであ ること。

- (3) 指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(居宅規則第四条の二第二号)
- (4) 運営等に関する基準(居宅条例第四十一条の三)

居宅条例第四十一条の三の規定により、居 宅条例第四条並びに第四節の規定は、共生型 訪問介護の事業について準用されるもので あるため、第三の一の3を参照されたいこ と。

- (5) その他の共生型サービスについて 高齢者と障害者・障害児に一体的にサービ ス提供するものであって、
 - デイサービス、ホームヘルプサービス、 ショートステイについて、障害福祉制度と 介護保険制度の両方の基準を満たして両 方の指定をうけているもの
 - ・ 法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ホームペルプサービス、ショートステイ以外のサービス(例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護)について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの
 - ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているもの

についても「共生型サービス」であり、地域 共生社会の実現に向け、これらの推進も図ら れることが望ましいこと。

なお、共生型サービスは、各事業所の選択 肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・ 障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定 を受けるかどうか判断することとなる。

- 5 基準該当訪問介護に関する基準
- (1) 訪問介護員等の員数(居宅条例第四十二条)

基準該当訪問介護事業所における訪問介

該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問介護事業所」という。)ごとに訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)を規則で定める基準により置かなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。)に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。)とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

- 第四十三条 基準該当訪問介護事業者は、各基準該 当訪問介護事業所において基準該当訪問介護事 業所を管理する者(以下この条において「管理者」 という。)を置かなければならない。
- 2 管理者は、専ら当該基準該当訪問介護事業所の 管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当訪問介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業 所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他 の事業所、施設等の職務に従事することができ る。

(設備及び備品等)

- 第四十四条 基準該当訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、 基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 基準該当訪問介護の事業と第四十二条第二項 に規定する第一号訪問事業とが、同一の事業者に より同一の事業所において一体的に運営される 場合については、区市町村の定める当該第一号訪 問事業の設備に関する基準を満たすことをもっ て、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

- 第四十五条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護 員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族 である場合は、当該利用者に対する基準該当訪問 介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利 用者に対する基準該当訪問介護が次のいずれに も該当する場合は、この限りでない。
 - 一 当該基準該当訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地等であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると区市町村が認める地域に住所を有する場合

- 一 三人以上とすること。
- 二 各基準該当訪問介護事業所において、訪問介 護員等のうち、一人以上の者をサービス提供責 任者(条例第四十五条第一項第三号に規定する サービス提供責任者をいう。)とすること。

護員等の員数については、三人以上と定められたが、これについては、訪問介護員等の勤務時間の多寡にかかわらず員数として三人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定訪問介護事業所の場合と同趣旨であるため第三の一の1の(1)に準じて取り扱うべきものである。

なお、サービス提供責任者については、常 勤である必要はないが、指定訪問介護におけ る配置に準じて配置することが望ましい。

(2) 管理者(居宅条例第四十三条)

指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の一の1の(3)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。

(3) 設備及び備品等

居宅条例第四十四条は、基準該当訪問介護 事業所の設備及び備品等についての規定で あるが、指定訪問介護事業所の場合と基本的 に同趣旨であるため、第三の一の2を参照さ れたい。

(4) 同居家族に対するサービス提供の制限 居宅条例第四十五条は、同条第一項各号に 定める場合に限り、同居家族である利用者に 対するサービス提供を例外的に認めること

を定めたものである。

特に、同条第一項第一号にあるとおり、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護による訪問介護だけでは必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると特別区及び市町村が認めた地域において認められるものであり、特別区及び市町村は、その運用に際して次に掲げる点に留意

- 二 指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅 介護支援の事業を行う者の作成する居宅サー ビス計画に基づいて提供される場合
- 三 サービス提供責任者(サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第四十二条第一項に規定する規則で定める基準により置かれるものをいう。)の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 四 入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- 五 当該基準該当訪問介護を提供する訪問介護 員等の当該基準該当訪問介護に従事する時間 の合計が、当該訪問介護員等が基準該当訪問介 護に従事する時間の合計のおおむね二分の一 を超えない場合
- 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等に同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第二十八条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対する指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十六条 第一節及び第四節(第十条、第十九条、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十七条第四項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十五条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十五条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と読み替えるものとする。

(準用)

第六条 第四条から第四条の三までの規定は、基準 該当訪問介護の事業について準用する。

- するとともに、当該地域における指定訪問介 護の確保に努めることとする。
- ① 特別区及び市町村は、同居家族に対する 訪問介護を行おうとする訪問介護員等が 所属する訪問介護事業所から、居宅サービ ス計画の写し等、同居家族に対する訪問介 護が認められるための要件に満たされて いることを確認できる書類を届け出させ、 これに基づき基準該当居宅サービスとし ての実施を認めるものとする。
- ② 特別区及び市町村は、いったん認めた同居家族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に行った保険給付の返還を求めるものとする。
- ③ 特別区及び市町村は、居宅条例第四十五 条第一項各号に規定する要件に反した訪問介護が行われている場合の是正の指導 のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該訪問介護員等 による訪問介護のほか、他の居宅サービス が適切に組み合わされているかどうか等 を点検し、状況に応じて必要な助言を当該 同居家族及び基準該当訪問介護事業者に 対して行うものとする。
- ④ 居宅条例第四十五条第一項第五号に規定する、訪問介護員等が同居家族の訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えないという要件は、同居家族の訪問介護が「身内の世話」ではなく、「訪問介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を踏まえつつ、当該特別区及び市町村の訪問介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。

(5) 運営に関する基準

居宅条例第四十六条の規定により、居宅条 例第十条、第十九条、第二十四条第一項、第 二十九条及び第三十七条第四項を除き、指定 訪問介護の運営に関する基準が基準該当訪 問介護に準用されるものであるため、第三の 一の3の(2)から(4)まで、(6)から(12)まで 及び(14)から(33)まで((17)の①を除く。)を 参照されたい。この場合において、準用され る居宅条例第二十四条第二項の規定は、基準 該当訪問介護事業者が利用者から受領する 利用料について、当該サービスが結果的に保 険給付の対象となる場合もならない場合も、 特例居宅介護サービス費を算定するための 基準となる費用の額(一○○分の九○、一○ ○分の八○又は一○○分の七○を乗ずる前 の額)との間に不合理な差額が生じることを 禁ずることにより、結果的に保険給付の対象 となるサービスの利用料と、保険給付の対象

第十四章 雜則

(電磁的記録等)

第二百七十六条 指定居宅サービス事業者及び指 定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この条例にお いて書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その 他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で 行うことが規定されている又は想定されるもの (第十五条第一項(第四十一条の三、第四十六条、 第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八 条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、第百 三十四条、第百四十五条、第百六十七条(第百八 十条において準用する場合を含む。)、第百八十条 の三、第百八十七条、第二百三条(第二百十五条 において準用する場合を含む。)、第二百三十六 条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六 十四条及び第二百七十五条において準用する場 合を含む。)、第二百二十四条第一項(第二百四十 七条において準用する場合を含む。)及び次項に 規定するものを除く。)については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるものをい う。) により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の区市町村において基準該当訪問介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

第五 雑則

1 電磁的記録について

居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法または磁気ディスク等をもっ て調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 書面に記載されている事項をスキャナ 等により読み取ってできた電磁的記録を 事業者等の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等をも って調製するファイルにより保存する方 法
- (3) その他、居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。
- (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- 2 電磁的方法について

居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項は、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

(1) 電磁的方法による交付は、居宅条例第十二

(委任)

第二百七十七条 この条例に定めるもののほか、こ の条例の施行について必要な事項は、規則で定め る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入 所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第百二 十四号)第二十条による改正前の老人福祉法(以 下この項において「旧老人福祉法」という。)第五 条の二第四項に規定する老人短期入所事業をい う。)の用に専ら供する施設又は老人短期入所施 設(旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短 期入所施設をいう。)(いずれの施設においても基 本的な設備が完成されているものを含み、同日以 降に増築され、又は全面的に改築された部分を除 く。)については、第百五十条第四項の規定は適用 しない。
- 3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成 十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医 療法施行規則等改正省令」という。) 附則第三条に

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入 所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第百二 十四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉 法(以下この項において「旧老人福祉法」という。) 第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業 をいう。次項において同じ。)の用に専ら供する施 設又は老人短期入所施設(旧老人福祉法第二十条 の三に規定する老人短期入所施設をいう。次項に おいて同じ。)(いずれの施設においても基本的な 設備が完成されているものを含み、同日以降に増 築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に ついては、第三十三条第五項第一号イ及び口並び に同項第二号(ただし書を除く。)の規定は適用し ない。
- 3 平成十二年四月一日前から存する老人短期入

条第二項から第四項まで及び予防条例第五 十二条の三第二項から第四項までの規定に 準じた方法によること。

- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和二年六月十九日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和二年六月十九日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (4) その他、居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅条例若しくは予防条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報 保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事 業者における個人情報の適切な取扱いのた めのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報 システムの安全管理に関するガイドライン」 等を遵守すること。

別表一

別表二

別表三

附則

この要領は、平成二十五年四月一日から施行す る。

附則(二六福保高介第七六三号)

この要領は、平成二十六年九月十二日から施行す る。

附則(二六福保高介第一七八八号)

この要領は、平成二十七年四月一日から施行する。

ただし、第三の一の3の(2)②「利用料その他費用の額」における「二割負担」の規定、(14)「利用料等の受領」①における「二割」及び「八割」の規定、4の(5)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の二の4の(4)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の六の4の(3)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の六の人〇」の規定、第三の八〇」の規定、第三の八〇」の規定、第三の八〇」の規定、第三の一一の3の(1)①「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」における

規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

- 4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第六条の規定の適用を受ける病室を有する ものについては、同条の規定にかかわらず、療養 病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、 利用者一人につき六・四平方メートル以上としな ければならない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第二十一条の規定の適用を受けるものにつ いては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、 内法による測定で四十平方メートル以上の床面 積を有し、必要な器械及び器具を備えなければな らない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を 有する病院である指定短期入所療養介護事業所 であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令 附則第二十二条の規定の適用を受けるものに係 る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわ らず、次に掲げる基準によらなければならない。
- 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。
- 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 7 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。
- 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る 病床を有する診療所である指定短期入所療養介 護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等 改正省令附則第七条の規定の適用を受ける病室 を有するものについては、同条の規定にかかわら ず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による 測定で、利用者一人につき六・四平方メートル以 上としなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る 病床を有する診療所である指定短期入所療養介 護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等 改正省令附則第二十四条の規定の適用を受ける ものに係る食堂及び浴室については、同条の規定 にかかわらず、次に掲げる基準によらなければな

- 所事業の用に専ら供する施設若しくは老人短期 入所施設(いずれの施設においても基本的な設備 が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)又は老 人短期入所事業に相当する事業の用に供する施 設若しくは老人短期入所施設に相当する施設(いずれの施設においても同日以降に増築され、又は 全面的に改築された部分を除く。)であって、基準 該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認 められるものについては、第四十六条第一項第一 号イ及びロ並びに同項第二号(ただし書を除く。) の規定は適用しない。
- 4 第四十八条の規定にかかわらず、当分の間、医 療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三 年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法 施行規則等改正省令」という。)附則第三十五条第 三項の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療 養病棟に置くべき看護職員の員数は、常勤換算方 法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入 院患者の数(以下「老人性認知症疾患療養病棟入 院患者数」という。) が四又はその端数を増すごと に一以上とする。ただし、そのうち、老人性認知 症疾患療養病棟入院患者数を四で除した数(その 数が一に満たないときは一とし、その数に一に満 たない端数が生じるときはこれを切り上げるも のとする。) から老人性認知症疾患療養病棟入院 患者数を五で除した数(その数が一に満たないと きは一とし、その数に一に満たない端数が生じる ときはこれを切り上げるものとする。)を減じた 数の範囲内で介護職員とすることができる。
- 5 第四十九条の規定にかかわらず、当分の間、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三十六条の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、入院患者一人につき六・〇平方メートルとする。
- 6 平成十五年四月一日前から法第四十一条第一 項に規定する指定居宅サービスに該当する短期 入所生活介護の事業を行う事業所(同日以降に増 築され、又は改築された部分を除く。)であって、 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年 厚生労働省令第二十八号) による改正後の指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す る基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第九章 第五節 (第百四十条の四第六項第一号ロ(2)を除 く。)に規定する基準を満たすものにおける第三 十八条第五項第一号イ(2)の規定の適用について は、同規定中「二平方メートルに当該共同生活室 が属するユニットの利用定員(条例第百七十条第 四項第二号に規定する利用定員をいう。次項及び 第四十二条において同じ。)を乗じて得た面積以 上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が 交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」 とする。
- 7 介護保険法の一部を改正する法律(平成十七年 法律第七十七号)附則第十条第一項の規定により 指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされ た者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行

「二割負担」の規定、4の(2)「準用」における「一〇〇分の八〇」の規定は、平成二十七年八月一日から適用する。

附 則(二七福保高介第一七八八号) この要領は、平成二十八年四月一日から施行す る。

附 則 (三○福保高介第五九号)
この要領は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (三○福保高介第九七○号)
この要領は、平成三○年八月一日から施行する。
附 則 (三福保高介第一二八号)
この要領は、令和三年四月一日から施行する。

らない。

- 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。
- 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 10 平成十一年四月一日前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあっては、第二百十九条第三項又は第二百四十一条第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。
 - 一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。)又は軽費老人ホーム(同法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。附則第十四項において同じ。)(以下「養護老人ホーム等」という。)を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。
 - 二 入所定員が五十人未満であること。
 - 三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理費 及び運営費の合計額(以下「家賃等」という。) が比較的低廉であること。
 - 四 入所者から利用料、第二百二十六条第三項に 規定する規則で定める費用及び家賃等以外の 金品(一定期間の経過後又は退所時に全額返還 することを条件として入所時に支払を受ける 金銭を除く。)の支払を受けないこと。
- 11 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第 八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接 する廊下(平成十三年医療法施行規則等改正省令 第十二条の規定による改正後の指定居宅サービ ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号) 附則第九条の 規定の適用を受ける場合を除く。) の幅は、内法に よる測定で一・二メートル以上とすること。ただ し、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測 定で一・六メートルとしなければならない。
- 12 平成十五年四月一日前から存する指定短期入 所生活介護事業所(同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が、第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 13 平成十七年十月一日前から存する指定短期入 所療養介護事業所(同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定短期入所療養 介護事業所であってユニット型指定短期入所療 養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該 指定短期入所療養介護事業所が、第十章第二節及 び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨 を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 14 療養病床その他の病床で規則で定めるもの(以下「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床

- う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年 四月一日に現に定員四人以下であるものについ ては、第五十八条第二項第一号イ及び第六十二条 第二項第一号イの規定は適用しない。
- 8 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設(同日において建築中のものを含む。)については、第六十二条第二項第一号イの規定は適用しない。
- 9 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設については、平成十九年三月三十一日までの間に第六十二条第二項第一号ホに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が策定されている場合は、同項第一号ホ及び同項第三号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 条例附則第十四項に規定する規則で定めるその他の病床は、医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床又は老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等一部改正法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)の病床とする。

附 則(令和三年規則第七十号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以降、当分の間、東京都指定居宅サービ ス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例 第二十四号)による改正後の東京都指定居宅サー ビス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関す る条例(平成二十四年東京都条例第百十一号)第 百七十条第四項第二号の規定に基づき利用定員 が十二人を超えるユニットを整備するユニット 型指定短期入所生活介護事業者は、この規則によ る改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 第三十一条第一項第三号及び第四十条の基準を 満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事 業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並 びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案し て職員を配置するよう努めるものとする。

等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第十六項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第二百十七条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療 機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当 数
- 15 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第二百三十九条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。
- 16 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第二百十九条及び第二百四十一条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則(平成二十五年条例第七十一号) この条例は、平成二十五年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十六年条例第五十四号) この条例は、平成二十六年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十六年条例第百六十四号) この条例は、平成二十七年四月一日から施行す る。

附 則(平成二十七年条例第八十一号) この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。 附 則(平成二十八年条例第七十二号) この条例は、平成二十八年四月一日から施行す る。

附 則(平成三十年条例第五十五号)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十五条第一号の改正規定は、 平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に介護保険法(平成九 年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定す る指定居宅サービスを行っている事業所におい て行われるこの条例による改正前の東京都指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基 準に関する条例(以下この項において「旧条例」 という。)第八十九条に規定する指定居宅療養管 理指導(以下この項において単に「指定居宅療養 管理指導」という。)のうち、看護職員(歯科衛生 士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行 う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、 看護師又は准看護師をいう。)が行う指定居宅療 養管理指導については、旧条例第八十九条から第 九十一条まで及び第九十五条第三項の規定は、平 成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有 する。

附 則(令和三年条例第二十四号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、こ の条例による改正後の東京都指定居宅サービス 等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条 例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第 三十九条の二(新条例第四十一条の三、第四十六 条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八 十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、 第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条(新 条例第百八十条において準用する場合を含む。)、 第百八十条の三、第百八十七条、第二百三条(新 条例第二百十五条において準用する場合を含 む。)、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百 六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用につ いては、これらの規定中「講じなければならない」 とあるのは「講じるよう努めなければならない」 と、新条例第九条(新条例第四十一条の三及び第 四十六条において準用する場合を含む。)、第五十 二条(新条例第六十二条において準用する場合を 含む。)、第六十七条、第八十二条、第九十二条、 第百二条(新条例第百十四条及び第百三十四条に おいて準用する場合を含む。)、第百三十九条、第 百五十一条(新条例第百八十条の三及び第百八十 七条において準用する場合を含む。)、第百七十二 条、第百九十一条、第二百七条、第二百二十一条、 第二百四十二条及び第二百五十二条(新条例第二 百六十四条及び第二百七十五条において準用す る場合を含む。)の規定の適用については、これら の規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のため

の措置に関する事項に関する規程を定めるよう

努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とある のは「重要事項(虐待の防止のための措置に関す る事項を除く。)に」とする。

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新 条例第十一条の二(新条例第四十一条の三、第四 十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、 第八十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四 条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条 (新条例第百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三 条(新条例第二百十五条において準用する場合を |含む。)、第二百三十六条、第二百四十七条、第二 百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条 において準用する場合を含む。)の規定の適用に ついては、新条例第十一条の二第一項中「講じな ければならない」とあるのは「講じるよう努めな ければならない」と、同条第二項中「実施しなけ ればならない」とあるのは「実施するよう努めな ければならない」と、同条第三項中「行う」とあ るのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新 条例第三十二条第三項(新条例第四十一条の三、 第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八 条、第八十八条、第九十七条及び第二百七十五条 において準用する場合を含む。)、第百九条第二項 (新条例第百十四条、第百三十四条、第百六十七 条(新条例第百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三 十六条及び第二百四十七条において準用する場 合を含む。)、第百四十三条第二項(新条例第二百 三条(新条例第二百十五条において準用する場合 を含む。)において準用する場合を含む。)及び第 二百五十九条第六項(新条例第二百六十四条にお いて準用する場合を含む。)の規定の適用につい ては、これらの規定中「講じなければならない」 とあるのは「講じるよう努めなければならない」 とする。
- 5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新 条例第五十二条の二第三項(新条例第六十二条に おいて準用する場合を含む。)、第百三条第三項 (新条例第百十四条、第百三十四条、第百四十五 条、第百六十七条、第百八十条の三、第百八十七 条及び第二百三条において準用する場合を含 む。)、第百七十三条第四項、第二百八条第四項及 び第二百三十一条第四項(新条例第二百四十七条 において準用する場合を含む。)の規定の適用に ついては、これらの規定中「講じなければならな い」とあるのは「講じるよう努めなければならな い」とある。
- 6 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な 設備が完成しているものを含み、施行日以後に増 築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の 居室については、この条例による改正前の東京都 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 の基準に関する条例第百七十条第四項第四号の 規定は、施行日以後もなおその効力を有する。